

第28-(1)号様式

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間			～	氏名又は名称
項目				金額
		課税売上額(税抜き)	①	円
		免税売上額	②	
		非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③	
		課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	④課税売上高 ※申告書の④欄へ
		課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	
		非課税売上額	⑥	⑦総売上高 ※申告書の⑦欄へ
		資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	
		課税売上割合(④/⑦)		%] 楽端数切捨て
課税 課税 特 特定	課税	・ フロチャート中の設問7で「NO」と回答した場合、返還金が生じます。		
	課税	・ 返還金の計算を行う際には課税売上割合を求めるケースがありますが、課税売上割合は、「④課税売上高」を「⑦総売上高」で除すことで求めることができます。		※申告書の④欄へ
	課税			※未満、かつ、特定課税仕入れがある場合
	特			
	特定			
		課税貨物に係る消費税額	⑩	
		納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪	
		課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑫±⑬)	⑭	
		課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮	
課税 課税 上 高 が 又 は が 場 合	個別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑰	
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額[(⑯+(⑯×④/⑦))]	⑯	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑯×④/⑦)	⑯	
控除の 税額 調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑯		
差 引	控除対象仕入税額[(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯]がプラスの時	⑯		※申告書の⑯欄へ
	控除過大調整税額[(⑯、⑯又は⑯の金額)±⑯±⑯]がマイナスの時	⑯		※申告書の⑯欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	⑯		※申告書の⑯欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑯及び⑯欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑯又は⑯欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \left[\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} = \left[\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right]$$

4 ⑯及び⑯欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。

なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ⑯欄と⑯欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書⑯欄に記入する。

(平成27.10.13改林丁税務課用)